

ミャンマーの改正鉱山法: 海外投資のために合理化されたフレームワーク

2015年12月24日、ミャンマーの国会は、制定後20年が経ち、改正が長い間待ちわびられていた鉱山法を改正した。同改正法は、海外投資家の取り扱いや、決定権限の分散を含むライセンス付与のフレームワーク等について定めている。今回の改正により、海外投資家は、鉱業や国内の許可保有者とのジョイントベンチャーをより行いやすくなったといえる。

対象鉱物

ミャンマーの改正鉱山法は、(i) 金属鉱物; (ii) 産業鉱物; そして、(iii) 石という3種類の鉱物について定めている。

同改正は、宝石への言及について全て削除し、宝石については、1995年に制定されたミャンマーの宝石法の対象とされた。なお、同法は、2016年に最終改正がなされている。なお、改正宝石法に定めにかかわらず、ミャンマー投資評議会は、その通知(“**MIC Notification 49/2014**”)により、海外投資家による宝石の調査、探索及び宝石生産を禁止している。

鉱山省の許可が必要な活動

改正法は、(1) フィーシビリティ・スタディ(実現可能性の検討)の実施、及び(2) 鉱物の売買という2活動を、鉱山省の許可が必要な活動に新たに加えた。以下のいずれか又は複数の活動を行おうとする海外投資家は、対象となる鉱物の種類に関わらず、鉱山省の許可を得なければならない。

- (i) 調査
- (ii) 探索
- (iii) フィーシビリティ・スタディ
- (iv) 大規模生産
- (v) 鉱物の売買
- (vi) 選鉱

本法において、許可は上記各活動ごと、または一体の活動として発行される。本法は、調査から生産までの全ての工程について、前もって許可申請できるのか否か、また、許可申請を行うための最低条件について何ら定めていない。しかしながら、鉱山省は、鉱山法に従い、かつ連邦政府の承認に基づき、計画の期間、計画地域の大きさ、投資金額、使用される機械や技術といった点について、この最低限条件を定める権限を与えられているとともに、規則、規制、命令、その他の付則等を定め、執行する権限を与えられている。

鉱山省が調査から生産までの鉱業の全工程に先立って許可を発行するのか、あるいは、調査やフィーシビリティ・スタディに続く生産活動について許可を与える場合の実務上の基準を設けるのか、という点については以前として明確ではない。

調査、探索、フィーシビリティ・スタディ、大規模生産、選鉱、及び鉱物の売買に関する許可を海外投資家に付与するためには、連邦政府の承諾が必要となる。これは海外投資法に基づきミャンマー投資評議会から投資許可を得ようとする投資家が取得する。許可申請は、鉱業計画について鉱山省と締結する全ての契約書のドラフトの作成や契約交渉が完了した後で行われなければならない。この申請が成功すれば、鉱山省の発行する許可と同時にまたは直後に投資許可が発行される。

選鉱を行う投資家が、選鉱された鉱物について、自ら生産を行わずに他者に売却する場合、選鉱の許可に加えて、鉱物の売買の許可も得る必要がある。

生産規模と許可期間

ミャンマーの改正鉱山法は、製造に関し4つのレベルを想定している。大規模生産、中規模生産、小規模生産、そして生計生産の4つである。これらの違いは、鉱物の埋蔵量、必要な投資金額、必要な技術やノウハウのレベルに基づく。鉱山省は、鉱山法の定めに従い4つの生産を区別するための基準を定める権限を与えられている。

ミャンマーの鉱山法は、海外投資による中規模及び小規模の鉱物生産を明示的には禁止していない。しかしながら、ミャンマー投資評議会の通知 MIC Notification 49/2014 は、この中規模及び小規模の鉱物生産に海外投資家が参加することを禁止している。これは、海外投資家は、大規模生産にのみ投資することができることを示している。

大規模生産の定義は、これまでと特段の変更はない。すなわち、大規模な投資金額と高いレベルの技術、ノウハウ、手法が求められる商業目的の製造を意味する。その許可期間は15年から50年までの範囲と定められている。

鉱山省による鉱物生産への参加

改正法は、鉱業プロジェクトへの貢献度合いに応じて利益が配分される“プロダクション・シェアリング・アレンジメント”または“ベネフィット・シェアリング・アレンジメント”を投資家と締結することにより、鉱山省が鉱物生産に参加する旨定めている。これは1996年のミャンマー鉱山規則において想定されていたが、今回、鉱山省の強制参加の要件が鉱山法に定められ、そしてこれは鉱物生産にのみ関係することが定められた。更に、改正法は、鉱山省とのシェアリング・アレンジメントに基づき行われる環境への影響評価のための費用について考慮しており、共同実行費用の一部として費用負担がなされることを認めている。

許可保有者とのジョイントベンチャー

ミャンマー国民の中規模及び小規模生産に対する許可、選鉱の許可、鉱物の売買許可は、埋蔵鉱物の量と質に基づき、海外投資による大規模生産の許可に変更することができる。許可申請は、鉱山省に対して行う。鉱山省は、この海外投資に対する新しい許可を付与する前に、連邦政府の承認を得なければならない。

継続性

改正法は、投資家が、既に調査、探索及びフィースィビリティ・スタディを実施しており、同じ鉱業計画について生産許可の申請がなされた場合、法に定められた要件を満たしているのであれば、所管官庁は、生産許可を付与しなければならないと定めている。

制限鉱物

改正法は、鉱山省の通知により、特定の鉱物を制限鉱物に指定している。この制限鉱物は鉱山法において特設定がなく、また制限の内容についても明確ではない。投資の保護範囲は、ミャンマー投資評議会の発行する投資許可、及び外国投資法に基づき投資家に与えられている。

ロイヤリティ

金属鉱物に関するロイヤリティは3－5%であり、産業鉱物や石の場合は2%とされている。ロイヤリティーは、国際価格と精製された鉱物の量に基づいて計算される。ロイヤリティーは、法が改正された場合のみ変更できる。しかしながら、鉱山省は、調査や探索によって獲得される鉱物に支払われるべきロイヤリティを定める権限を与えられており、特定の鉱物の生産を奨励するためにロイヤリティーの一部または全てを免除することもできる。また、試験分析や調査のために政府の部署や機関が獲得した鉱物のサンプルに関するロイヤリティを免除することができる。さらに、ロイヤリティーの支払を延期することや、何らかの理由によりロイヤリティーの正確な金額を算定することが現実的ではない期間については、暫定的なロイヤリティーを請求することもできる。

For more information, please contact:

Ms. Cheah Swee Gim

Director & Foreign Consulting Attorney

cheah.sweegim@kcpartnership.com

Mr. Saw Simon Ohn Kywe

Corporate Affairs Executive

sok@kcyangon.com